

保険 ・年金 フォーカス

長寿年金普及を目指す米国政府 と生保業界

—退職資産の終身年金化を奨励する税制改正の動向を中心として—

保険研究部門 主任研究員 小松原章
(03)3512-1823 komatsu@nli-research.co.jp

1—高齢化の進展や確定給付プランの減少にともない終身年金の必要性高まる米国勤労者

米国の高齢者(65歳以上の者)の占率は2010年時点で13%でわが国(23%)ほど高齢化が進展していないものの、長期的にはこの比率が上昇し、2050年には21.6%に達すると予測され、着実に高齢化が進展する見込みである。また、高齢化を平均寿命という観点から見ると、国連の調べでは現在(2010年から2015年)、男性76.2歳、女性81.3歳であるところ2050年にはそれぞれ81.1歳、86.2歳になるものと見込まれ、高齢化社会における生活設計にいっそうの関心が寄せられている。

このような中で、米国では、わが国とは対象期間が異なるものの戦後のベビーブーマー期(米国では1946年から1964年生まれの方が対象)の世代がここへきて本格的な退職時期を迎えており、長い老後に対処する安定的な生活資金を確保するために、公的年金では不足する部分を自己の退職資産(Retirement Assets)の活用により、いかに効率的に管理していくかが重要な課題として認識されている。

そこで、この老後の生活資金の基礎となる退職資産残高について見ると下表のとおりであり、2011年末時点で17.9兆ドル(1ドル80円換算で約1,430兆円)となっている。これらの資産は、公的年金に上乗せする形での生活資金財源となる。

内訳は、(i)連邦・州政府の職員向けの職域年金制度(主として社会保障上乗せ部分で確定給付)である政府職員年金制度(Government Plan)が4.5兆ドル、(ii)事業主が所定の方式(給与・勤続年数等)に基づき所定の年金額を終身支給する民間確定給付プラン(Private DB Plan)が2.4兆ドル、(iii)従業員が在職中に非課税の個人勘定で掛け金を自主運用し、退職時の積み立て残高を取り崩し退職所得に充当する確定拠出プラン(DC Plan、401kが代表的)が4.5兆ドル、(iv)勤労者が在職中に非課税で投資信託や生保の年金契約を購入し、退職所得を準備する制度であるIRA(個人退職勘定、個人退職年金)が4.9兆ドル、(v)IRAや確定拠出プラン等いわゆる税制適格制度の受け皿商品を除く一般の年金契約である生保会社の年金資産が1.6兆ドル、となっている。

(表)米国の退職資産の残高および内訳 (単位:億ドル、[]内は占率で%)

	1980年	2011年
政府職員年金制度	2,740(27.5)	4兆4,700(25.0)
民間確定給付プラン	3,730(37.5)	2兆3,700(13.3)
確定拠出プラン(401k等)	1,940(19.5)	4兆5,300(25.3)
IRA(個人退職勘定)	250(2.5)	4兆8,720(27.2)
生保会社年金資産(IRA等の税制適格制度除き)	1,300(13.1)	1兆6,350(9.1)
退職資産合計	9,950(100)	17兆8,830(100)

(出典)Investment Company Institute,U.S. Total Retirement Market Asset.

内訳を時系列、たとえば、1980年時点と直近の2011年時点での比較で見ると、この約30年間で退職資産市場は大きな変化を遂げていることが伺える。

すなわち、かつて従業員の退職所得の主要財源といえば確定給付プランに基づく年金給付であるといわれていたが、民間確定給付プランのシェアが1980年には37.5%を占めていたところ、2011年には13.3%へとシェアが大幅に低下している。

これに対して、IRAや確定拠出プラン等勤労者が在職中に掛け金を計画的に払い込み、投資リスクを負担しながら将来の退職資産を確保する個人勘定タイプの方式が、1980年時点でIRA2.5%、確定拠出プラン19.5%であったのに対して、2011年にはそれぞれ27.2%、25.3%へと大きく上昇している。

老後資金の安定的確保という点から見ると、事業主のリスク負担で終身年金を支給する確定給付プランが望ましいとされるが、上記のようなIRAや確定拠出プランへの大幅シフトは、各個人が退職時の資産をベースに自己責任で資産管理を行い、生活資金のファイナンスを行う必要性が高くなっていることを示している。

一方、このような環境下で個人が長寿により資産を食い潰すことなく生活資金を安定的に確保していくには、生保会社の終身年金を購入することが有力な対応策として考えられる。しかしながら、米国では退職時の蓄積資産を終身年金購入に充当する動きはこれまで非常に弱く、一時金等での受け取りが主流であった。

そこで、現在の米国では老後の生活資金を安定的に確保するための策のひとつとして退職資産の終身年金化を促進する機運が官民挙げて盛り上がり、以下で紹介するように政府レベルでは税制改正を目指し、柔軟な対応策が公表されている。

2—退職貯蓄の終身年金受け取りを奨励する米国政府の動き

2012年2月に米国政府は、事業主退職プランを含めた民間市場の勤労者に対して老後の資金確保策として終身年金の普及を目指す方針を明らかにした(2月に発行された大統領経済諮問委員会レポート)。

このような中で財務省等は同じく2月に終身年金の受け取り等を促進するための各種税制改正案を明らかにした。

この中で特に注目されるのが、年金の支給開始年齢を大幅に遅らせる年金、いわゆる長寿年金(Longevity Annuity)の購入を促進するための税制緩和策が採用されている点である。

なお、ここでいう長寿年金とは、生保会社の一般的な年金契約のソフトプランである。すなわち、通常の年金契約は、顧客が現役時に保険料を保険会社に払い込み(一時払いまたは分割払い)、一定の期間据え置いた(非課税運用)後、たとえば退職時(65歳等)から終身にわたって所定の年金支給を受ける契約である一方、長寿年金はこの形式を取りつつ、たとえば退職の65歳時点で退職資産の一部を一時払い保険料に充当し、高齢時点(たとえば85歳)から終身年金の支給を受けるという方式の契約である。

長寿年金は、保険料の据え置き期間および高齢からの年金支給という特徴により、同一年齢同一保険料で加入した場合でも、多額の年金を受け取ることが可能となる。たとえば、ある大手生保の試算(2010年段階)によると、男性65歳、同額の一時払い保険料で加入する場合、75歳支給開始の年金額を100とすると、85歳支給では約2.5倍に増加するとされている。

したがって、長寿年金では、より少ない保険料でより多額の年金支給を受けることが可能となる。このことから、退職資産の一部で長寿年金を購入すれば、年金支給開始前に自己資産を食い潰しても、長寿年金の支給によって高齢期のセーフティーネットが確保でき、長寿に伴う資金負担を回避・軽減することができる。

しかしながら、これまでIRAや拠出建制度等の税制適格制度では、積み立て資産(非課税積み立て)を70.5歳後には税制の要件にしたがって定期的に取りくずさなければならぬという条件が課せられてきた。したがって、積み立て資産を85歳のような高齢時点まで非課税のまま温存することはできず、税制適格制度のもとで長寿年金の購入を妨げる要因となっていた。

そこで、今回の政府提案では、積み立て資産の25%(ただし、最高金額10万ドル)相当額を上限として長寿年金に充当した場合には、当該資産を非課税のまま繰り延べすることが可能とされた。この措置によって、税制適格制度の下での長寿年金購入が期待され、長寿リスクに晒される一般勤労者の高齢期における生活資金確保の途が充実することとなった。

このように長寿年金は顧客の観点から見ると、高齢期におけるセーフティーネットが強化され、生活設計の充実に資するものとして望ましい対応策であるといえることができるが、長寿年金引き受け側の生保会社としては、生保固有のリスク引き受けとは異なるものの、未知の領域に取り組む課題であり、支払能力の確保等検討すべき課題は少なくない。

現在、米国生保業界は、政府提案に対して好意的な評価をするとともに、長寿年金の取り扱いには積極的な姿勢を示し、規則のいっそうの明確化・弾力化を求めているところである。

政府側は関係者の見解を踏まえ、最終規則制定に向けて動く意向であることから、生保業界等関係者の対応も考慮しつつその動向に注目していきたい。

以上